

【警察庁】

(別表5)

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
警備員等の検定に係る指定講習制度	警備員等の検定に関する規則第12条第1項	(社) 全国警備業協会	講習制度の位置付けを法律上明確化し講習を登録機関による実施とすることを平成15年度までに検討し、平成16年度に所要の措置を講ずる。
		(財) 空港保安事業センター	

【総務省】

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
消防用設備等の認定に係る指定認定機関の指定	消防法第17条の3の2 消防法施行規則第31条の4第1項	(財) 日本消防設備安全センター	登録機関により実施する。
		(社) 日本電線工業会	
		(社) 日本内燃力発電設備協会	
		(社) 電池工業会	
		(社) 日本消防放水器具工業会	
		(社) 日本照明器具工業会	
消防設備点検資格者に係る指定講習機関の指定	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第5項	(財) 日本消防設備安全センター	登録機関により実施する。
		(財) 日本防災協会	
防災物品等の確認に係る指定確認機関の指定	消防法第8条の3 消防法施行規則第4条の5、第4条の6	(財) 日本防災協会	登録機関により実施する。なお、現行の登録及び確認制度の趣旨を徹底すべく、登録した事業者自らが確認し自らの名称を記載する表示を行う仕組みの速やかな周知等を図る。
		(財) 日本繊維製品品質技術センター	

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
無線従事者養成課程	電波法第39条、第39条の3、第40条、第41条	(財) 日本無線協会 (財) 日本アマチュア無線振興協会	登録機関により実施する。なお、無資格で行える無線設備の範囲については、今後の技術動向をみながら見直しを検討する。
無線従事者認定講習課程	電波法第39条、第40条、第41条 無線従事者規則第35条	(財) 日本無線協会	登録機関により実施する。
船舶局無線従事者証明のための認定訓練	電波法第39条、第40条、第48条の2	(財) 日本無線協会	登録機関により実施する。
事業者の点検能力の認定	電波法第24条の2第1項、第24条の9第1項	(財) 小型航空機安全運航センター	登録機関により実施する。

【厚生労働省】

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
医療用具製造業及び輸入販売業者の責任技術者の資格要件に係る講習会	薬事法第17条第1項 薬事法施行規則第24条第3項第3号、第26条の5第2号二、第27条	(財) 医療機器センター	登録機関により実施する。
医療用具修理業者の責任技術者の資格要件に係る基礎講習会及び専門講習会	薬事法第17条第1項 薬事法施行規則第24条第5項第1号イ、第2号イ	(財) 医療機器センター	登録機関により実施する。
医療用具販売業者の販売管理者及び賃貸業者の賃貸管理者の資格要件に係る講習会	薬事法第39条の2 薬事法施行規則第42条の2第4項第1号	(財) 医療機器センター	登録機関により実施する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
薬事に関する試験検査	薬事法第9条の2第1項、第16条、第27条 薬事法施行規則第11条第1項、第29条の3 薬局等構造設備規則第1条第1項、第5条の2、第5条の3、第6条、第6条の2、第8条、第12条、第12条の2、第13条 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則第8条第1項、第17条 薬事法施行令第一条の二の二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる医薬品、医薬部外品、化粧品並びに医療用具の一の品目の製造の工程が二以上の製造所にわたる場合の製造管理及び品質管理に関する省令第16条	(社) 日本薬業貿易協会 (社) 日本食品衛生協会 (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター (社) 日本油料検定協会 (財) 畜産生物科学安全研究所	登録機関により実施する。
食品衛生管理者資格認定講習会	食品衛生法第19条の17第4項第4号	未指定	講習会の指定を登録に変更することも含め、食品の安全規制の在り方の見直しの中で、制度の在り方を検討する。
食鳥処理衛生管理者講習会	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第3項第4号	未指定	講習会の指定を登録に変更することも含め、食品の安全規制の在り方の見直しの中で、制度の在り方を検討する。
言語聴覚士国家試験受験資格の特例に係る指定講習会	言語聴覚士法附則第3条第1号	(財) 医療研修推進財団	平成14年度に廃止する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
精神保健指定医の研修	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号及び第19条第1項	(社) 全国自治体病院協議会	登録機関により実施する。
		(社) 日本精神科病院協会	
精神保健福祉士の受験資格の特例に係る講習会	精神保健福祉士法附則第2条第1号	(社) 全国自治体病院協議会	平成14年度に廃止する。
		(社) 日本精神科病院協会	
建築物環境衛生管理技術者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項第1号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。
清掃作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第2号及び第30条第3号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。
空気環境測定実施者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条第2号及び第30条第5号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。
貯水槽清掃作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。
防除作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第3号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
統括管理者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第30条第2号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。
清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号及び第30条第4号	(社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。
貯水槽清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第5号	(社) 全国建築物飲料水管理協会 (社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。
防除作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第5号	(社) 日本ペストコントロール協会 (社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。
機器の較正	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条第1項第1号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。
水道水質検査	水道法第20条第3項	(財) 日本環境衛生センター (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター	登録機関により実施する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
簡易専用水道の管理についての検査	水道法第34条の2第2項	(財) 日本環境衛生センター (財) 化学物質評価研究機構 (財) ビル管理教育センター (財) 日本文化用品安全試験所 (社) 日本食品衛生協会 (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター	登録機関により実施する。
水道技術管理者講習会	水道法第19条 水道法施行規則第14条	(社) 日本水道協会	登録機関により実施する。
患者給食受託責任者資格認定講習	医療法第15条の2 医療法施行令第4条の7 医療法施行規則第9条の10	(社) 日本メディカル給食協会	必置資格としての位置付けを撤廃し、当該推薦を廃止する。

【農林水産省】

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
家畜登録機関の家畜登録規程に係る承認	家畜改良増殖法第32条の2	(社) 日本ホルスタイン登録協会	登録機関において実施する。
		(社) 全国和牛登録協会	
		(社) 日本あか牛登録協会	
		(社) 日本短角種登録協会	
		(社) 日本種豚登録協会	
		(財) 日本軽種馬登録協会	
		(社) 日本馬事協会	
		(社) 日本緬羊協会	

【経済産業省】

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
特定二次標準器による校正等	計量法第143条	(財) 日本軸受検査協会	平成17年度までに登録機関により実施する。
		(財) 日本品質保証機構	
		(財) 放射線計測協会	
		(社) 日本アイソトープ協会	
		(財) 日本海事協会	
		(社) 日本計量振興協会	

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
公害防止管理者資格認定講習	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項	(社) 産業環境管理協会	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第10、11条	(社) 日本金属プレス工業協会	
		(社) 日本砕石協会	
特別特定製品の適合性検査の方法	消費生活用製品安全法第12条	(財) 日本品質保証機構	登録機関により実施する。
	経済産業省関係特別特定製品の技術上の基準等に関する省令第19条	(財) 日本文化用品安全試験所	
特定電気用品の適合性検査の方法	電気用品安全法第9条 電気用品安全法施行規則第14条	(財) 電気安全環境研究所	登録機関により実施する。
		(財) 日本品質保証機構	
		(社) 電線総合技術センター	
特定液化石油ガス器具等の適合性検査の方法	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第47条第1項	(財) 日本ガス機器検査協会	登録機関により実施する。
	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第17条	(財) 日本エルピーガス機器検査協会	
特定ガス用品の適合性検査の方法	ガス事業法第39条の11 ガス用品の技術上の基準等に関する省令第17条	(財) 日本ガス機器検査協会	登録機関により実施する。
エネルギー管理研修の実施に関する事務	エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第1項、第8条第1項第2号 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第2条	(財) 省エネルギーセンター	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
揮発油販売業等に義務づけられている揮発油・軽油・灯油の受託分析業務	揮発油の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項、第17条の4第3項、第17条の8第1、2項、第17条の10第1、2項	(社) 全国石油協会	登録機関により実施する。
		(財) 化学物質評価研究機構	
		(財) 新日本検定協会	
		(社) 日本海事検定協会	
自家用電気工作物の保安監督業務	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第2項	(財) 北海道電気保安協会	自家用電気工作物の保安監督業務の委託を受ける主体に対する指定の仕組みを廃止する。
		(財) 東北電気保安協会	
		(財) 関東電気保安協会	
		(財) 中部電気保安協会	
		(財) 北陸電気保安協会	
		(財) 関西電気保安協会	
		(財) 中国電気保安協会	
		(財) 四国電気保安協会	
		(財) 九州電気保安協会	
(財) 沖縄電気保安協会			

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
一般用電気工作物の調査業務	電気事業法第57条の2第1項	(財) 北海道電気保安協会 (財) 東北電気保安協会 (財) 関東電気保安協会 (財) 中部電気保安協会 (財) 北陸電気保安協会 (財) 関西電気保安協会 (財) 中国電気保安協会 (財) 四国電気保安協会 (財) 九州電気保安協会 (財) 沖縄電気保安協会	登録機関により実施する。
特種電気工事資格者の認定 (非常用予備発電装置工事資格者)	電気工事士法第4条の2第3項 電気工事士法施行規則第4条の2第1項 電気工事士法第4条の3に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令第3条	(社) 日本内燃力発電設備協会	登録機関により実施する。
特種電気工事資格者の認定 (ネオン工事資格者)	電気工事士法第4条の2第3項 電気工事士法施行規則第4条の2第1項 電気工事士法第4条の3に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令第3条	(社) 全日本ネオン協会	登録機関により実施する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
認定ガス工作物検査機関	ガス事業法第36条の2の2	(財) 日本ガス機器検査協会	登録機関により実施する。
中小企業診断士登録に係る 実務補習、更新研修及び論文 審査事業	中小企業支援法第11条第1項 中小企業診断士の登録及び試験に 関する規則第1条及び第10条	(社) 中小企業診断協会	登録機関により実施する。
試験事業者の認定	工業標準化法第57条	(財) 化学技術戦略推進機構	平成17年度までに登録機関により実施する。
		(財) 化学物質評価研究機構	
		(財) 建材試験センター	
		(財) 電気安全環境研究所	
		(財) 日本ガス機器検査協会	
		(財) 日本化学繊維検査協会	
		(財) 日本建築総合研究所	
		(財) 日本染色検査協会	
		(財) 日本繊維製品品質技術センター	
		(財) 日本塗料検査協会	
		(財) 日本燃焼機器検査協会	
		(財) 日本品質保証機構	
		(財) 日本紡績検査協会	
(財) 綿スフ織物検査協会			
(財) 日本食品分析センター			

【国土交通省】

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
監理技術者講習	建設業法第27条の18第4項	(財) 全国建設研修センター	監理技術者資格者証の交付の要件としての監理技術者講習に対する推薦を廃止する。
		(財) 建設業振興基金	
2級施工管理技術研修	建設業法施行令第27条の7 同法施行規則第17条の2の3	(財) 全国建設研修センター	2級施工管理技術者研修に対する推薦を廃止する。
		(財) 建設業振興基金	
		(社) 日本建設機械化協会	
施工技術者試験	建設業法施行令第27条の7 同法施行規則第17条の2の3	(財) 全国建設研修センター	技術検定試験との一本化を図り、施工技術者試験の推薦を廃止する。
		(財) 建設業振興基金	
解体工事施工技術講習	建設リサイクル法第31条 解体工事業に係る登録等に関する 省令第7条	(社) 全国解体工事業団体連合会	登録機関により実施する。
解体工事施工技士試験	建設リサイクル法第31条 解体工事業に係る登録等に関する 省令第7条	(社) 全国解体工事業団体連合会	登録機関により実施する。
宅地擁壁製造工場評定事業	宅地造成等規制法施行規則第4条 の2第1項	(社) 全国宅地擁壁技術協会	登録機関により実施する。 なお、工場評定基準の明確化を図る。
設計者認定講習	宅地造成等規制法施行規則第4条 の3第1項	(社) 全国住宅宅地協会連合会	登録機関により実施する。
		(社) 日本宅地開発協会	
設計者資格講習	都市計画法施行規則第19条第1項 第1号ト	(社) 全国住宅宅地協会連合会	登録機関により実施する。
		(社) 日本宅地開発協会	

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
宅地建物取引業法第16条第3項の規定に基づく指定講習	宅地建物取引業法第16条第3項	(財) 不動産流通近代化センター	登録機関により実施する。
宅地建物取引主任者資格登録に係る実務講習	宅地建物取引業法第18条第1項 同法施行規則第13条の16第3項	(財) 不動産流通近代化センター	登録機関により実施する。
不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業	不動産特定共同事業法第17条第1項 同法施行規則第17条第1項第3号	(財) 不動産流通近代化センター	登録機関により実施する。
		(財) 日本ビルディング経営センター	
旅程管理研修	旅行業法第12条の11 同法施行規則第37条	(社) 日本旅行業協会	登録機関により実施する。 なお、旅行業務取扱主任者制度の在り方についての見直しに併せ、旅程管理研修の在り方につき国の推薦の廃止を含め見直す。
		(社) 全国旅行業協会	
		(社) 全国農協観光協会	
		(社) 日本添乗サービス協会	
特定地域に限定した通訳案内業に関する研修	外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律第9条第1項第2号 同法施行規則第3条第4項	(社) 日本観光通訳協会	外客誘致の重要性に鑑みつつ、地方における通訳案内業者の確保策を含めた制度全般について見直し、地域限定の通訳案内業免許交付の要件としての研修に対する国の推薦については廃止する方向で見直す。
		(財) 日本ホテル教育センター	
ダム管理技士試験	河川法施行規則第27条の2第1項第1号	(財) ダム水源地環境整備センター	登録機関により実施する。
ダム管理主任技術者研修	河川法施行規則第27条の2第1項第2号	(財) 全国建設研修センター	登録機関により実施する。
建築設備士試験	建築士法施行規則第17条の18第1項第1号イ	(財) 建築技術教育普及センター	登録機関により実施する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
建築設備士更新講習	建築士法施行規則第17条の18第1項第1号口	(財) 建築技術教育普及センター	建築設備士登録の要件としての更新講習に対する推薦を廃止する。
建築設備士登録	建築士法施行規則第17条の19第1項	(社) 建築設備技術者協会	建築設備士更新講習の見直しに併せ、登録の更新制度を廃止する。
特殊建築物等調査資格者講習	建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号	(財) 日本建築防災協会	登録機関により実施する。
昇降機検査資格者講習	建築基準法施行規則第4条の20第4項第2号	(財) 日本建築設備・昇降機センター	登録機関により実施する。
建築設備検査資格者講習	建築基準法施行規則第4条の20第7項第2号	(財) 日本建築設備・昇降機センター	登録機関により実施する。
評価員登録	住宅の品質確保の促進等に関する法律第12条第2項 同法施行規則第15条第1項	(財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	平成17年度中に、評価員登録の更新制度を廃止する。
評価員講習	住宅の品質確保の促進等に関する法律第12条第2項 同法施行規則第15条第8項	(財) 日本建築センター	評価員登録の更新制度の見直しに併せ、平成17年度中に、更新講習に対する推薦を廃止する。
		(財) ベターリビング	
マンション管理士講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条第1項	未指定	登録機関により実施する。
管理業務主任者登録に係る実務講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項 同法施行規則第69条	(社) 高層住宅管理業協会	登録機関により実施する。
管理業務主任者証の交付に係る講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項、第61条第2項	(社) 高層住宅管理業協会	登録機関により実施する。
管理業務主任者資格認定講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律附則第4条第2項、第5条 同法施行規則附則第2条第3項	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者資格認定講習に対する推薦を廃止する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
管理業務主任者移行講習会	マンションの管理の適正化の推進に関する法律附則第5条 同法施行規則附則第3条第2項	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者移行講習会に対する推薦を廃止する。
鉄道設計技士試験	鉄道事業法第14条第1項	(財) 鉄道総合技術研究所	登録機関により実施する。
自動車検査用機械器具の校正	道路運送車両法第94条の3 指定自動車整備事業規則第12条	(社) 日本自動車機械工具協会	登録機関により実施する。
自動車整備技能認定試験	道路運送車両法第55条第3項 自動車整備士技能検定規則第6条第6項	(社) 日本自動車整備振興会連合会	登録機関により実施する。
外国自動車製作者による輸入自動車の新規検査の申請時の提出書面に係る排出ガス試験	道路運送車両法施行規則第36条第7項第3号	(財) 日本自動車輸送技術協会	登録機関により実施する。 なお、外国機関の検査証明書を活用する制度も同列のものとして併せて法令上に規定する。
有害液体汚染防止管理者養成講習	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の4 施行規則第12条の2の6	(財) 日本船員福利雇用促進センター	登録機関により実施する。
		(財) 日本船舶職員養成協会	
		(財) 尾道海技学院	
		(財) 関門海技協会	
公害防止管理者資格認定講習	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条 施行令第10条、第11条	(社) 日本船用工業会	登録機関により実施する。 なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。
主任技術者養成講習	小型船造船業法第10条、第11条 小型船造船業法施行規則第9条	(社) 日本中小型造船工業会	登録機関により実施する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
免許講習	船舶職員法第4条第2項	(財) 日本船舶職員養成協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。
		(財) 尾道海技学院	
		(社) 中国船舶職員養成協会	
		(財) 関門海技協会	
更新講習	船舶職員法第7条の2第3項	(財) 日本船舶職員養成協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。
		(財) 尾道海技学院	
		(社) 中国船舶職員養成協会	
		(財) 関門海技協会	
		(財) 日本海洋レジャー安全・振興協会	
失効再交付講習	船舶職員法第7条の2第5項 同法施行規則第9条の7	(財) 日本船舶職員養成協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。
		(財) 尾道海技学院	
		(社) 中国船舶職員養成協会	
		(財) 関門海技協会	
		(財) 日本海洋レジャー安全・振興協会	

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
電子通信移行講習	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第3条	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (社) 中国船舶職員養成協会 (財) 関門海技協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。
船舶職員養成施設(小型船舶操縦士)の課程	船舶職員法第13条の2第1項	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (社) 中国船舶職員養成協会 (財) 関門海技協会	登録機関により実施する。
船舶料理士試験	船舶料理士に関する省令第2条第1項第3号イ、第2項、第3項	(財) 日本海技協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。
船舶料理士の養成講習	船舶料理士に関する省令第2条第1項第3号八、第4項、第5項	(財) 日本船舶職員養成協会	講習の推薦を廃止する。
安全担当者(引火性液体等)の講習	船員労働安全衛生規則第3条第2項、第3項、第4項	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (財) 関門海技協会 (財) 日本船員福利雇用促進センター	登録機関により実施する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
危険物等取扱責任者の講習	船員法第117条の3 船員法施行規則第77条の6、第9号 表	(財) 日本船舶職員養成協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。
		(財) 尾道海技学院	
		(財) 関門海技協会	
		(財) 日本船員福利雇用促進センター	
経験又は技能を要する危険作業について指定した講習	船員労働安全衛生規則第28条第1項、第2項、第3項	(財) 尾道海技学院	登録機関により実施する。 なお、平成13年10月10日付で当該公益法人に対する指定は廃止済。
衛生管理者に対する講習の実施	船員法第82条第2号 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者の省令第1条第1項、第2項、第3項、第4項	(社) 外航船員医療事業団	登録機関により実施する。 なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。
測量士・測量士補の資格を得るための測量に関する専門教育	測量法第50条第3号、第51条第3号	(財) 全国建設研修センター	登録機関により実施する。

【環境省】

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
浄化槽の水質検査	浄化槽法第7条、第11条、第57条 第1項	未指定	浄化槽法制定以来、指定機関の指定実績がないことを踏まえ、できるだけ早期に廃止する。
排水における臭気指数に係る規制基準の設定方法等に関する講習	悪臭防止法第12条 悪臭防止法施行規則第20条の2第1項	(社) 臭気対策研究協会	未受講者の受講の前倒しを積極的に促すことによりできるだけ早期に廃止する。

事務・事業 (推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
公害防止管理者等講習	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第10条、第11条	(社) 産業環境管理協会 (社) 日本金属プレス工業協会 (社) 日本砕石協会 (社) 日本船用工業会	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。

(注) 「登録機関による実施」には、登録の対象が講習、課程等、機関以外の場合を含む。